

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-基-046 改 02
提出年月日	2022年10月19日

基本設計方針に関する説明資料

【第46条 緊急時対策所】

【第76条 緊急時対策所】

- ・ 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- ・ 条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

- ・ 先行審査プラントの記載との比較

2022年10月
中国電力株式会社

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（DB）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
(緊急時対策所) 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 ①, ⑧ (解釈) 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できること。ま	発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、 <u>緊急時対策所機能を備えた</u> 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 — 以下余白 —	発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、 <u>緊急時対策所機能を備えた</u> 緊急時対策所を中央制御室（「1, 2号機共用」（以下同じ。））以外の場所として、敷地高さ標高50mの高台に設置する設計とする。①-1, ①-2【46条1】 緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 緊急時対策所は、 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるた</u>	ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a. 設計基準対象施設 (ac) 緊急時対策所 <u>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> ①-1 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とする。同時に、重大事故等に対処するために必要な情報を把握でき	1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合 （緊急時対策所） 第三十四条（省略） 適合のための設計方針 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。◇（①-1） <u>緊急時対策所は、敷地高さ標高50mの高台に設置する設計とする。</u> ①-2 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。 ◇（②-1） また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備とし	・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項ではないが差異あり。 ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。	緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>た、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。 ②，③，④，⑤，⑥，⑦</p>		<p>めに必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 ②-1【46条2】</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 ③-1【46条3】</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、SPDSデータ収集サーバ、SPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）<u>（「1，2，3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1，2号機共用（以下同じ。））</u>を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の</p>	<p>る設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。③</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。③</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備から構成される。⑤</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物、タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、有線式通信設備、無線通信設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。②④-1</p> <p>また、<u>緊急時対策所へ事故状</u></p>	<p>て、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。 ◇（③-1） 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線通信設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 ◇（④-1，⑤-1） <u>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</u> ⑦-1，⑧-1</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.8 緊急時対策所 10.8.1 通常運転時等 10.8.1.1 概要</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>②-1 引用元：P3</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 b.情報の把握</p> <p>③-1 引用元：P3</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 b.情報の把握</p> <p>③-1 引用元：P3 ③-3 引用元：P10</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>設備として兼用する。 ③-1, ③-2, ③-3 【46条4】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（「1, 2, 3号機共用」（以下同じ。））として、</p>	<p>態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。③-2</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。②（⑤-1）</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。⑥-1</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線</p>	<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>◇（①-1） 緊急時対策所は、敷地高さ標高50mの高台に設置する。</p> <p>◇（①-1） 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。②-1</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。③-1</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線通信設備、衛星電話</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 c. 通信連絡</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>SPDS 伝送サーバを設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ⑤-1, ⑥-1 【46条5】</p>	<p>に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。⑤ これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。⑤ 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。③ 又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi) 緊急時対策所 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 ②(①-1) 緊急時対策所は、敷地高さ標高50mの高台に設置する設計とする。②(①-1) 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる</p>	<p>設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。◇(④-1, ⑤-1) 緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。◇(⑦-1, ⑧-1) 10.8.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。 (1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。◇(②-1) (2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。◇(③-1) (3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p>		<p>⑤-1 引用元：P5 ⑥-1 引用元：P3</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備（発電所内）及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>④-1, ⑤-1【46条6】</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数1（予備1））を保管する設計とする。</p> <p>⑦-1, ⑧-1【46条7】</p>	<p>設計とする。①(②-1)</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。①(③-1)</p> <p>発電所内の関係要員への指示④-1及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、所内通信連絡設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線通信設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>⑤-1</p> <p>[常設重大事故等対処設備] ③</p> <p>緊急時対策所遮蔽（チ，（1），（v）遮蔽設備と兼用）一式</p> <p>差圧計（チ，（1），（vi）換気空調設</p>	<p>◇(④-1, ⑤-1)</p> <p>(4) 緊急時対策所内には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>◇(⑦-1, ⑧-1)</p> <p>10.8.1.3 主要仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第10.8-1表に示す。◇</p> <p>10.8.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>◇(①-1)</p> <p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。◇(③-1)</p> <p>(3) 通信連絡設備</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・設置変更許可と整合を図るため記載。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>⑦-1 引用元：P2 ⑧-1 引用元：P2</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			備と兼用) 個数 1 緊急時対策所用燃料地下タンク 基数 1 容量 約45m ³ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 個数 1 緊急時対策所 低圧母線盤 個数 1 安全パラメータ表示システム（SPDS） （へ 計測制御系統施設の構造及び設備及びヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 無線通信設備（固定型） （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX） （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用）	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。 ◇(④-1, ⑤-1) (4) 酸素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように，酸素濃度計を保管する。 ◇(⑦-1) (5) 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように，二酸化炭素濃度計を保管する。 ◇(⑧-1) 10.11 通信連絡設備 10.11.1 通常運転時等 10.11.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において，発電所内の人に対して必要な指示ができるよう，警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。 ◇(④-1) また，発電所外の通信連絡を		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			一式 衛星電話設備（固定型） （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 [可搬型重大事故等対処設備] ③ 緊急時対策所空気浄化送風機 （チ，（1），（vi）換気空調設備と兼用） 台数 1（予備2） 容量 約1,500m ³ /h/台 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット （チ，（1），（vi）換気空調設備と兼用） 基数 1（予備2） 容量 約1,500m ³ /h/基 無線通信設備（携帯型） （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 衛星電話設備（携帯型） （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式	する必要がある場所と通信連絡ができるよう，多様性を確保した専用通信回線に接続する。 ◇(⑤-1) 10.11.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物，タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，所内通信連絡設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，有線式通信設備，無線通信設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 ◇(④-1) また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 ◇(③-2) (2) 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ） （チ，（1），（vi）換気空調設備と兼用） 本数 454（予備86） 容量 約50L/本 酸素濃度計 個数 1（予備1） □(7-1) 二酸化炭素濃度計 個数 1（予備1） □(8-1) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 可搬式エリア放射線モニタ （チ，（1），（iii）放射線監視設備と兼用） 台数 1（予備1） 可搬式モニタリング・ポスト （チ，（2）屋外管理用の主要な設備の種類と兼用） 台数 10（予備2） 緊急時対策所用発電機 個数 2（予備2） 容量 約220kVA/台	関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として，電力保安通信用電話設備，局線加入電話設備，テレビ会議システム（社内向），専用電話設備，衛星電話設備（社内向），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 ◇(5-1) また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。 ◇(6-1) 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇ (3) 通信連絡設備（発電所内），安全パラメータ表示システム（SPDS），通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，非常用所内電		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>タンクローリ 台数 1（予備1※） 容量 3.0m³/台 ※ 又，(2)，(iv) 代替電源設備の予備と兼用する。</p> <p>(vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は，通信連絡設備（発電所内），安全パラメータ表示システム（SPDS），通信連絡設備（発電所外），データ伝送設備から構成される。 ⑤</p> <p>発電用原子炉施設には，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物，タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，所内通信連絡設備（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，有線式通信設備，無線通信設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。② (4-1)</p> <p>また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パ</p>	<p>源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>10.11.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内） 通信連絡設備（発電所内）は，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物，タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことが可能な設計とする。 ◇ (4-1)</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとし，多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備（警報装置を含む。） ・電力保安通信用電話設備 ・無線通信設備 ・衛星電話設備 ◇ (4-1)		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>ラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>②(③-2)</p> <p>通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。⑤</p> <p>発電用原子炉施設には，設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として，電力保安通信用電話設備，局線加入電話設備，テレビ会議システム（社内向），専用電話設備，衛星電話設備（社内向），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。②(⑤-1)</p> <p>また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>②(⑥-1)</p>	<p>また，通信連絡設備（発電所内）は，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p><u>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。③-3</u></p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS） <p>また，安全パラメータ表示システム（SPDS）は，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。⑤</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。⑤</p> <p>重大事故等が発生した場合において，発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。④</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS），無線通信設備及び衛星電話設備については，固縛又は転倒防止処置を講じる等，基準地震動S_sによる地震力に対し，機能喪失しない設計とする。④</p> <p>緊急時対策支援システム（E</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）は，設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。</p> <p>◇(⑤-1)</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局線加入電話設備 ・電力保安通信用電話設備 ・テレビ会議システム（社内向） ・専用電話設備 ・衛星電話設備（社内向） ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備◇(⑤-1) <p>通信連絡設備（発電所外）は，有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用でき</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
			<p>R S S) 等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，固縛又は転倒防止処置を講じる等，基準地震動 S s による地震力に対し，機能喪失しない設計とする。④</p> <p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>所内通信連絡設備（警報装置を含む。） （ヌ，（3），（vi） 緊急時対策所と兼用） 一式⑤</p> <p>局線加入電話設備 （ヌ，（3），（vi） 緊急時対策所と兼用） 一式⑤</p> <p>電力保安通信用電話設備 （ヌ，（3），（vi） 緊急時対策所と兼用） 一式⑤</p> <p>テレビ会議システム（社内向） （ヌ，（3），（vi） 緊急時対策</p>	<p>る設計とする。◇</p> <p>また，通信連絡設備（発電所外）は，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>なお，通信連絡設備（発電所外）は，定期的に点検を行うことにより，専用通信回線の状態を監視し，常時使用できることを確認する。◇</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S) 等へ必要なデータを伝送できる設備として，S P D S 伝送サーバで構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。◇ (⑥-1)</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>・データ伝送設備</p> <p>データ伝送設備は，有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			所と兼用) 一式 ⁵ 専用電話設備 (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 所と兼用) 一式 ⁵ 衛星電話設備（社内向） (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 所と兼用) 一式 ⁵ 無線通信設備（固定型） (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策 所と兼用) 一式 ⁵ [常設重大事故等対処設備] ⁴ 無線通信設備（固定型） (ヘ, (5), (vi) 中央制御室 及びヌ, (3), (vi) 緊急時対策 所と兼用) 一式 衛星電話設備（固定型） (ヘ, (5), (vi) 中央制御室 及びヌ, (3), (vi) 緊急時対策 所と兼用) 一式 安全パラメータ表示システム	また，データ伝送設備は，非 常用所内電源設備又は無停電 電源装置（充電器等を含む。） に接続し，外部電源が期待でき ない場合でも動作可能な設計 とする。 ⁶ なお，データ伝送設備は，定 期的に点検を行うことにより， 専用通信回線の状態を監視し， 常時使用できることを確認す る。 ⁶ 10.11.1.6 手順等 通信連絡設備については，以 下の内容を含む手順を定め，適 切な管理を行う。 (1) 通信連絡設備の操作につ いては，あらかじめ手順を整備 し，的確に実施する。 ⁶ (2) 専用通信回線，安全パラ メータ表示システム（SPDS） 及びデータ伝送設備について は，通信が正常に行われている ことを確認するため，定期的 に点検を行うとともに，異常時 の対応に関する手順を整備す る。 ⁶ (3) 社内外の関係先へ，的確 かつ迅速に通報連絡ができる よう，原子力防災訓練等を定期		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			(SPDS) (へ 計測制御系統施設の構造及び設備及びヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼用) 一式 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼用) 一式 [可搬型重大事故等対処設備] ④ 無線通信設備（携帯型） (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼用) 一式 衛星電話設備（携帯型） (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼用) 一式 無線通信設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，設計基準事故時②(④-1, ⑤-1)及び重大事故等時ともに使用する。④	的に実施する。◇ 第10.8-1表 緊急時対策所の主要機器仕様 ◇ (1) 緊急時対策所兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 一式 (2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第10.11-2表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。 (3) 通信連絡設備 a. 所内通信連絡設備（警報装置を含む。） 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 b. 電力保安通信用電話設備 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 c. 衛星電話設備（固定型） 第10.11-2表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				d. 衛星電話設備（携帯型） 第 10.11-3 表 通信連絡を行 うために必要な設備（可搬型） の主要機器仕様に記載する。 e. 無線通信設備（固定型） 第 10.11-2 表 通信連絡を行 うために必要な設備（固定型） の主要機器仕様に記載する。 f. 無線通信設備（携帯型） 第 10.11-3 表 通信連絡を行 うために必要な設備（可搬型） の主要機器仕様に記載する。 g. 統合原子力防災ネットワー クに接続する通信連絡設備（テ レビ会議システム，I P-電話 機及び I P-F A X） 第 10.11-2 表 通信連絡を行 うために必要な設備（固定型） の主要機器仕様に記載する。 h. テレビ会議システム（社内 向） 第 10.11-1 表 通信連絡設備 の一覧表に記載する。 i. 局線加入電話設備 第 10.11-1 表 通信連絡設備 の一覧表に記載する。		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				j. 専用電話設備 第 10.11-1 表 通信連絡設備 の一覧表に記載する。 k. 衛星電話設備（社内向） 第 10.11-1 表 通信連絡設備 の一覧表に記載する。 (4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0.0～25.0vol% ◇(7-1) (5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0～10,000ppm ◇(8-1) 第 10.8-2 表 緊急時対策所 （重大事故等時）の主要機器仕 様 (1) 緊急時対策所 a. 緊急時対策所遮蔽 第 8.3-2 表 遮蔽設備（重大		

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				事故等時)の主要仕様に記載する。◇ b. 緊急時対策所空気浄化送風機 第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型)の主要機器仕様に記載する。 c. 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型)の主要機器仕様に記載する。 d. 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ) 第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型)の主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。 f. 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) 個数 1(予備1) 測定範囲		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				0.0～25.0vol% ◇(7-1) g. 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個数 1（予備1） 測定範囲 0～10,000ppm ◇(8-1) h. 可搬式エリア放射線モニタ 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 i. 可搬式モニタリング・ポスト 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 (2) 緊急時対策所用発電機 機関 個数 2（予備2） 使用燃料 軽油 発電機 個数 2（予備2） 種類 横軸回転界磁三相同期		

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
				発電機 容量 約 220kVA/台 力率 0.8 電圧 210V 周波数 60Hz (3) タンクローリ 台数 1（予備1※） 容量 3.0m ³ /台 ※「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」 の予備と兼用する。 (4) 緊急時対策所用燃料地下 タンク 基数 1 容量 約 45m ³		

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。⑨</p> <p>（解釈） 2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。 「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。⑨</p> <p>— 以下余白 —</p>		<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。 ⑨-1, ⑨-2【46条8】</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 <u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> ⑨-1</p>	<p>1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>（緊急時対策所） 第三十四条（省略） 緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、<u>当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</u> ⑨-2</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置 9. 緊急時対策所 9.1 緊急時対策所機能 4. 有毒ガスに対する防護措置</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「<u>有毒ガス防護に係る影響評価ガイド</u>」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>⑨-3, ⑨-4 【46条9】</p>	<p>そのために、<u>有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p>⑨-3</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u></p> <p>⑨-4</p>	<p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>◇(⑨-1)</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>◇(⑨-3)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所の機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>9. 緊急時対策所</p> <p>9.1 緊急時対策所機能</p> <p>4. 有毒ガスに対する防護措置</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（前）	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては，指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>⑨-5【46条10】</p> <p>可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>⑨-6【46条11】</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理を適切に実施し，運用については保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑨-7【46条12】</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>また，<u>固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>⑨-5</p> <p><u>可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>⑨-6</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>⑨-7</p>	<p>固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が，有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>◇(⑨-5)</p> <p>また，可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>◇(⑨-6)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所の機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>9. 緊急時対策所</p> <p>9.1 緊急時対策所機能</p> <p>4. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所の機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>9. 緊急時対策所</p> <p>9.1 緊急時対策所機能</p> <p>4. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所の機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>9. 緊急時対策所</p> <p>9.1 緊急時対策所機能</p> <p>4. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>— 以下余白 —</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 ■：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			又 その他発電用原子炉の附 属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi) 緊急時対策所	10. その他発電用原子炉の附 属施設 10.8 緊急時対策所 10.8.1 通常運転時等 10.8.1.1 概要 緊急時対策所は，有毒ガスが 重大事故等に対処するために 必要な指示を行う要員に及ぼ す影響により，当該要員の対処 能力が著しく低下しないよう， 当該要員が緊急時対策所内に とどまり，事故対策に必要な各 種の指示・操作を行うことがで きる設計とする。 ◇(⑨-1) 10.8.1.2 設計方針 (5) 有毒ガスが重大事故等に 対処するために必要な指示を 行う要員に及ぼす影響により， 当該要員の対処能力が著しく 低下しないよう，当該要員が緊 急時対策所内にとどまり，事故 対策に必要な各種の指示・操 作を行うことができる設計とす る。 ◇(⑨-1, ⑨-2) 10.8.1.4 主要設備 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必 要な指示を行うための要員等 を収容できるよう，緊急時対策		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>②(⑨-1)</p> <p>そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>②(⑨-3)</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>②(⑨-4)</p> <p>また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評</p>	<p>所を設置する。</p> <p>◇(①-1)</p> <p>緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>◇(⑨-1)</p> <p>そのために，有毒ガス評価ガイドを参照し，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>◇(⑨-3)</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の揮発性等の性状，貯蔵量，建物内保管，換気等の貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し，特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>◇(⑨-4)</p> <p>また，固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は，現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては，貯蔵容器すべてが損傷し，有毒化学物質</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p> 価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 ② (9-5) </p> <p> 可動源に対しては，緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。 ② (9-6) </p> <p> 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。 ② (9-7) </p> <p style="text-align: center;">— 以下余白 —</p>	<p> の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。 ◇ (9-5) </p> <p> 可動源に対しては，「10.11 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡，緊急時対策所換気設備の隔離，防護具の着用等により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。 ◇ (9-6) </p> <p> 有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は，保守管理及び運用管理を適切に実施する。 ◇ (9-7) </p> <p style="text-align: center;">— 以下余白 —</p>		

【第46条 緊急時対策所】

—：該当なし
※：条文全体に関わる説明書

様式-6

各条文の設計の考え方

第46条（緊急時対策所）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	緊急時対策所の設置	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1項	—	b
②	要員の収容及び滞在	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	b, c
③	安全パラメータ表示システム（SPDS）の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	—
④	発電所内への通信連絡設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	a, b
⑤	発電所外への多様性を備えた通信連絡設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	a, b
⑥	データ伝送設備の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	a, b
⑦	酸素濃度計の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	b, c
⑧	二酸化炭素濃度計の設置	設置許可添入との整合に鑑み記載する。なお、酸素濃度と同様に、事故対策のための活動に支障がない濃度範囲であることを把握する必要があるため記載する。	1項	—	b, c
⑨	有毒ガス発生に対する警報装置その他の適切な防護措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。また、有毒ガスに対する防護措置の運用について、保安規定に定め管理する旨を記載する。	2項	2	b
2. 設置許可本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
㊦	設置許可添入との重複記載	設置許可添入の記載の方がより適切であり，設置許可添入の記載を採用するため記載しない。	—		
㊧	設置許可本文内の重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—		
㊨	他条文に関する記載	第76条に対する設計方針であり，第76条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—		
㊩	他条文に関する記載	第77条に対する設計方針であり，第77条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—		

【第 46 条 緊急時対策所】

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書

様式-6

⑤	他条文に関する記載	第 47 条に対する設計方針であり、第 47 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの方			
No.	項目	考え方	説明資料等
◇	設置許可本文との重複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—
◇	設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章、表又は図の呼込みであるため記載しない。	—
◇	運用、手順	保安規定で対応するため記載しない。	—
◇	他条文に関する記載	第 47 条に対する設計方針であり、第 47 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
4. 詳細な検討が必要な事項			
No.	記載先		
a	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面		
b	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書		
c	緊急時対策所の居住性に関する説明書		
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

要求事項との対比表（SA）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>（緊急時対策所）</p> <p>第七十六条 第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>①、②、③、④、⑤</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>①、②</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>①、③</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>①、④</p> <p>2 緊急時対策所には、重大事故等</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p> <p>①-1【76条1】</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>□ (①-1)</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報</u></p>	<p>10.8 緊急時対策所</p> <p>10.8.2 重大事故等時</p> <p>10.8.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>◇ (①-1)</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.8-1図から第10.8-5図に示す。</p> <p>◇</p> <p>10.8.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所を、敷地高さ標高50mの高台に設置する。</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p> <p>①，②，⑤</p> <p>【解釈】 第76条（緊急時対策所） 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>①</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。①</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源を含めて緊急時対策所の電源は、多重性又は多様性を有すること。⑤</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>①，②</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性について</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>①-2【76条2】</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>①-3【76条3】</p>	<p>を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>①-1</p> <p>緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</u>①-2 地震及び津波に対しては、ロ、(1)，(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計及びロ、(2)，(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計に基づく設計とする。③</p> <p>また、<u>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u>①-3</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。◇(①-2) 地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。◇(①-3)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (1)耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (2)中央制御室に対する独立性</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>は、次の要件を満たすものであること。 ①、②</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。①</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指</p>	<p>緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても</u>，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる<u>とともに</u>，<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまること</u>ができるよう，適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 ①-4【76条4】</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生し，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。 ①-5【76条5】</p> <p>身体サーベイの結果，要員の汚染が確認された場合は，要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。①-6【76条6】</p>	<p>緊急時対策所は，<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え</u>，<u>原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め</u>，<u>重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする</u>。①-4</p> <p>重大事故等が発生し，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，<u>対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため</u>，<u>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする</u>。①-5</p> <p>身体サーベイの結果，<u>対策要員の汚染が確認された場合は</u>，<u>対策要員の除染を行うことができる区画を</u>，<u>身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する</u>。①-6</p>	<p>緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。 ◇ (①-4)</p> <p>重大事故等が発生し，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。◇ (①-5)</p> <p>身体サーベイの結果，対策要員の汚染が確認された場合は，対策要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。◇ (①-6)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保 放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
緑色：技術基準と基本設計方針(後)

<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>	<p>工事計画認可申請書基本設計方針（後）</p>	<p>設置変更許可申請書本文</p>	<p>設置変更許可申請書添付書類八</p>	<p>設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比</p>	<p>備考</p>
<p>示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。①</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>身体サーベイ，作業服の着替え等に必要な照度の確保は，緊急時対策所の非常用照明及び電源内蔵型照明によりできる設計とする。</p> <p>①【76条7】</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，差圧計，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置又は保管する設計とする。</p> <p>①-7【76条8】</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備①-8，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計①-7，可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設ける。①-10</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調系の設備，可搬式モニタリングポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設置又は保管する設計とする。</p> <p>①-8，①-9，①-10【76条9】</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備①-8，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計①-7，可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設ける。①-10</p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備 重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設ける。◇ (①-8，①-7，①-10)</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>①-9 引用元：P34</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ①-11【76条10】</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ②-1, ②-2【76条11】</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備として、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計を設置及び保管する設計とする。 ②-3【76条12】</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、<u>想定する放射性物質の放出量を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u>①-11</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> ②-2</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ◇（①-11）</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 ◇（②-2）</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。 ◇（①-8, ①-7）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ②-1 引用元：P34</p> <p>放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系 ②-3 引用元：P35</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所換気空調系は，緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>また，緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙，有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>②-4，⑥-1【76条13】</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち，緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</p> <p>また空気ポンプ加圧設備（空気ポンプ）は，プルーム通過時において，緊急時対策所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>②-5【76条14】</p> <p>差圧計（個数1，計測範囲0～500Pa）は，緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。</p> <p>②-6【76条15】</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備として，緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は，プルーム通過時において，緊急時対策所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。②-5</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は，プルーム通過時において，緊急時対策所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>◇（②-5）</p> <p>差圧計は，緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>◇（②-6）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系</p> <p>②-4，⑥-1引用元：P36</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 a. 居住性の確保 ②-6引用元：P21</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，ブルーム通過後の緊急時対策所内を正圧化できる設計とする。 ②-7【76条16】</p> <p>空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）は，ブルーム通過時において，緊急時対策所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 ②-5【76条17】</p> <p>緊急時対策所換気空調系は，基準地震動Ssによる地震力に対し，機能を喪失しないようにするとともに緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。 ②【76条18】</p>		<p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，ブルーム通過後の緊急時対策所内を正圧化できる設計とする。 ②-7</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽◇（①-9） ・緊急時対策所空気浄化送風機◇（②-3） ・緊急時対策所空気浄化フィルタユニット◇（②-3） ・緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）◇（②-3） ・差圧計◇（①-7） <p>本システムの流路として，緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト，緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁），緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁及び緊急時対策所正圧化装置（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。◇（②-5）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系</p> <p>放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系</p> <p>②-5 引用元：P6</p> <p>放射線管理施設 2.2.2 緊急時対策所換気空調系</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数1（予備1））を保管する設計とする。</p> <p>②-8【76条19】</p> <p>緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所換気空調系の設備による正圧化判断のために使用する可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とするとともに，可搬式モニタリングポストを第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>②-9【76条20】</p>	<p>緊急時対策所には，<u>酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u>②-8 また，<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所正圧化装置による正圧化判断のために使用する可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とする</u>とともに，<u>可搬式モニタリング・ポストを第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</u></p> <p>②-9</p>	<p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。◇（②-8）</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計◇（②-8） ・二酸化炭素濃度計◇（②-8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4)緊急時対策所の機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所等に設ける可搬式エリア放射線モニタ及び可搬式モニタリングポストは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>②-10【76条21】</p>		<p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所正圧化装置による正圧化判断のために使用する可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とするとともに，可搬式モニタリング・ポストを第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>②-10</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式エリア放射線モニタ◇(②-10) 可搬式モニタリング・ポスト(8.1放射線管理設備)◇(②-10) 	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 要求事項に対する設計の明確化。 	<p>放射線管理施設</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>③-1，③-2【76条22】</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，緊急時対策所内で表示できるよう，SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「1，2，3号機共用」，SPDSデータ収集サーバは1，2号機共用（以下同じ。））を設置する設計とする。なお，安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>③-3【76条23】</p>	<p>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，③-1重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。④（③-3）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。③-2</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>③-3，④（③-1）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。④（③-2）</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>・安全パラメータ表示システム（SPDS）（SPDSデータ収集サーバ，SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置）（10.11 通信連絡設備）④（③-3）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4)緊急時対策所の機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4)緊急時対策所の機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお，緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>④-1【76条24】</p> <p>緊急時対策支援システム（ERS）等へ必要なデータを伝送できるSPDS伝送サーバで構成するデータ伝送設備については，重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>④【76条25】</p> <p>緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお，緊急時対策所用発電機は，プルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>⑤-1，⑤-2【76条26】</p>	<p><u>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線通信設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u>④-1</p> <p><u>緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</u>⑤-1</p>	<p>b. 通信連絡設備 緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として，無線通信設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（10.11 通信連絡設備）◇（④-1） ・無線通信設備（10.11 通信連絡設備）◇（④-1） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（10.11 通信連絡設備）◇（④-1） <p>(3) 代替交流電源設備からの給電 緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。◇（⑤-1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 c.通信連絡</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4)緊急時対策所の機能の確保 c.通信連絡</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (3)代替交流電源の確保</p> <p>⑤-2引用元：P13</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。⑤-3【76条27】</p> <p>緊急時対策所用発電機の発電機は、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤（210V, 1200Aのものを1個）、緊急時対策所 低圧受電盤（460/210V, 800Aのものを1個）、緊急時対策所 低圧母線盤（210/105V, 800Aのものを1個）、緊急時対策所 低圧分電盤1（105V, 225Aのものを1個）、緊急時対策所 低圧分電盤2（105V, 225Aのものを1個）、緊急時対策所 無停電交流電源装置（35kVA, 210/210-105Vのものを1個）、緊急時対策所 無停電分電盤1（105V, 225Aのものを1個）、緊急時対策所 直流115V充電器（120V, 200Aのものを1個）、可搬ケーブル（210V, 302Aのものを1相分2本の3相分6本を4セット）を經由して緊急時対策所空気浄化送風機、衛星電話設備（固定型）〔1, 2, 3号機共用〕</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</u> ⑤-3</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。 ◇ ⑤-3</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (3)代替交流電源の確保</p> <p>非常用電源設備 2.4.2 緊急時対策所用発電設備</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(以下同じ。)), 無線通信設備(固定型)) (「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及びIP-FAX) (「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする。</p> <p>⑤【76条28】</p> <p>緊急時対策所用発電機は, 緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>⑤-4【76条29】</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は, ホースを用いる設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは, 原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れ</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は, 燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより給油できる設計とする。⑤-4なお, 緊急時対策所用発電機は, プルーム通過時において, 燃料を給油せずに運転できる設計とする。⑤-2</p> <p>タンクローリは, 燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて, 故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの燃料の補給は, ホースを用いる設計とする。⑤-6</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は, 燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより給油できる設計とする。◇(⑤-4)</p> <p>なお, 緊急時対策所用発電機は, プルーム通過時において, 燃料を給油せずに運転できる設計とする。◇(⑤-2)</p> <p>タンクローリは, 燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて, 故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。◇(⑤-6)</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの燃料の補給は, ホースを用いる設計とする。◇(⑤-6)</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが, 表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが, 表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化</p>	<p>非常用電源設備 4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備</p> <p>非常用電源設備 4.4 緊急時対策所用発電機の燃料補給設備</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	た屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイタンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 ⑤-5, ⑤-6【76条30】		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機◇ (⑤-2) ・可搬ケーブル◇ ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤◇ ・緊急時対策所 低圧母線盤◇ ・緊急時対策所用燃料地下タンク◇ ・タンクローリ◇ <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線通信設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.11 通信連絡設備」に記載する。◇</p>		⑤-5 引用元：P17

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>（多様性，多重性，独立性及び位置的分散） 基本方針については，「5.1.2 多様性，位置的分散等」に示す。I</p>		<p>10.8.2.2.1 <u>多様性，多重性，独立性及び位置的分散</u> 基本方針については，「1.1.7.1 <u>多様性，位置的分散，悪影響防止等</u>」に示す。I 緊急時対策所は，中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として，緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ），差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し，換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。 これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。◇ 緊急時対策所，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ），差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは，中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。◇ 緊急時対策所用発電機は，2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機は，中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機は，1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料給油時の切替えを考慮して，合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに，故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</p> <p>◇</p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは，原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク並びにタービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで，非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク及び非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは，タービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで，非常用ディーゼル発電機燃料貯</u></p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
	<p>(悪影響防止) 基本方針については、「5.1.3 悪影響防止等」に示す。II</p>		<p>蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。⑤-5</p> <p>10.8.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。II</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は，緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は，通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所の差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは，他の設備から独立して使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>また，緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は，固縛等を実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>緊急時対策所空気浄化送風機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機，可搬ケーブル及び緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は，通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機は，輪留めによる固定等を行い保管し，可搬ケーブルは固縛等を実施して屋外（緊急時対策所南側）に保管し，緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は屋外（緊急時対策所北側）に設置することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは，接続先の系統と分離して保管し，重大事故等時に接続，弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは，重大事故等時に重大事故等対処設備としての系統構成とすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>タンクローリは輪留め等による固定をすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(共用の禁止)</p> <p>基本方針については、「5.1.3 悪影響防止等」に示す。Ⅲ</p> <p>事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備等は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とし，<u>重大事故等</u>に対処するために必要な情報を把握できる設備は1，2，3号機で共用する設計とする。</p> <p>共用により，必要な情報（相互のプラント状況，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ，また，端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ，安全性の向上が図れるとともに安全性を損なわないことから，1，2，3号機で共用する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，号機の区分けなく使用できる設計とする。Ⅲ-1【76条31】</p>		<p>10.8.2.2.3 <u>共用の禁止</u></p> <p><u>基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。Ⅲ</u></p> <p><u>事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。Ⅲ-1</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p> <p>緊急時対策所 2. 設備の共用</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤，緊急時対策所 低圧受電盤，緊急時対策所 低圧母線盤，緊急時対策所 低圧分電盤1， 緊急時対策所 低圧分電盤2，緊急時対策所 無停電交流電源装置，緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>Ⅲ【76条32】</p> <p>（容量等） 基本方針については，「5.1.4 容量等」に示す。Ⅳ</p>		<p>10.8.2.2.4 <u>容量等</u> <u>基本方針については，「1.1.7.2 容量等」に示す。Ⅳ</u> 緊急時対策所は，想定される重大事故等において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として，最大150名を収容できる設計とする。また，対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり，重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。◇ 緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに，緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>非常用電源設備 2. 設備の共用</p> <p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットそれぞれで1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故等時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所を正圧化し、緊急時対策所内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。◇</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個のそれぞれ合計2個を保管する。◇ (2-8), ◇</p> <p>差圧計は、<u>緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを1台設置する。</u> ②-6, ◇</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは、重</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p> 大事故等時において，緊急時対策所 内の放射線量の監視に必要な測定範 囲を有するものを1台使用する。保 有数は，1台に加え，故障時及び保 守点検による待機除外時のバックア ップ用として1台の合計2台を保管 する。◇ 緊急時対策所用発電機は，1台で 緊急時対策所に給電するために必要 な容量を有するものを，燃料給油時 の切替えを考慮して，合計2台を使 用する。保有数は，2台に加え，故 障対応時及び保守点検時のバックア ップ用として2台を保管する。◇ タンクローリは，想定される重大 事故等時において，その機能を発揮 することが必要な重大事故等対処設 備に，燃料を給油できる容量を有す るものを1台使用する。保有数は， 1台に加えて，故障時及び保守点検 による待機除外時のバックアップ用 として1台の合計2台を保管する。 ◇ 緊急時対策所用燃料地下タンク は，想定される重大事故等時におい て，その機能を発揮することが必要 な重大事故等対処設備が，7日間連 続運転するために必要となる燃料を 供給できる容量を有する設計とす る。◇ </p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	(環境条件等) 基本方針については、「5.1.5 環境条件等」に示す。V		10.8.2.2.5 <u>環境条件等</u> <u>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</u> 緊急時対策所の遮蔽は，緊急時対策所と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。◇ 緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）は，屋外に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とし，緊急時対策所内で操作可能な設計とする。◇ 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，屋外に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。◇ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は，屋外に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。設置場所で操作可能な設計とする。◇ 差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬式エリア放射線モニタ及び緊急時対策所 低圧母線盤は，緊急時対策所内に設置又は保管し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所内で操作可能な設計とする。◇ 可搬ケーブルは，屋外に保管し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。◇	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。 	施設の基本設計方針には記載しない。

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(操作性の確保) 基本方針については、「<u>5.1.6 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。<u>VI</u></p>		<p>緊急時対策所用発電機は，屋外に保管及び設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は，設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは，屋外に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所用燃料地下タンクの系統構成に必要な操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。◇</p> <p>タンクローリは，屋外に保管及び設置し，想定される重大事故等時における環境条件等を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリの操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。◇</p> <p>10.8.2.2.6 <u>操作性の確保</u> 基本方針については，「<u>1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について</u>」に示す。<u>VI</u></p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計は，設計基準対象施設と兼用せず，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機は，</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>緊急時対策所内の操作スイッチにより，緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは，緊急時対策所近傍に保管することで，速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットと接続口との接続は簡便な接続とし，容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>◇</p> <p>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は，緊急時対策所近傍に保管し，設置場所及び緊急時対策所内での弁の手動操作により，速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。◇</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，想定される重大事故等において，設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに，付属の操作スイッチにより，使用場所で操作が可能な設計とする。◇</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは，設計基準対象施設と兼用せず，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬式エリア放射線モ</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			<p>ニタは，人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに，設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬式エリア放射線モニタは，付属の操作スイッチにより，設置場所で操作が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機，可搬ケーブル，緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及びタンクローリは，設計基準対象施設と兼用せず，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機は，付属の操作スイッチ及び遠隔スイッチにより，設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所 低圧母線盤は，遮断器を切替えることにより，給電の切替えが可能な設計とする。◇</p> <p>可搬ケーブルは，人力による持ち運びが可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは，タンクローリへの燃料補給のための系統構成を行う際に，設置場所での必要な手動操作が可能な設計とする。◇</p> <p>タンクローリは，付属の操作スイッチにより，設置場所で操作が可能な設計とする。◇</p> <p>タンクローリは，車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに，設置場所にて輪留め等による固定が可能</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>(試験検査) 基本方針については、「5.1.6 操作性及び試験・検査性」に示す。VII</p>		<p>な設計とする。◇</p> <p>10.8.2.4 <u>試験検査</u> 基本方針については、「1.1.7.4 <u>操作性及び試験・検査性について</u>」に示す。VII</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>差圧計，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように，標準器等による模擬入力ができる設計とする。◇</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは，校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用発電機，可搬ケーブル，緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは，発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認並びに停止</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・技術基準規則 54 条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>緊急時対策所の遮蔽については、チ、(1)、(v) 遮蔽設備にて記載する。³</p> <p>緊急時対策所の換気設備については、チ、(1)、(vi) 換気空調設備にて記載する。³</p> <p>可搬式エリア放射線モニタについては、チ、(1)、(iii) 放射線監視設備にて記載する。³</p> <p>可搬式モニタリング・ポストについては、チ、(2) 屋外管理用の主要な設備の種類にて記載する。³</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 緊急時対策所遮蔽² (チ、(1)、(v) 遮蔽設備と兼用)一式</p> <p>差圧計⁴ (②-6) (チ、(1)、(vi) 換気空調設備と兼</p>	<p>中に内部の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。[◇]</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。[◇]</p> <p>第 10.8-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様[◇]</p> <p>(1) 緊急時対策所兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 一式 <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.11-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 a. 所内通信連絡設備（警報装置を含む。） 第 10.11-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		用) 個数 1 緊急時対策所用燃料地下タンク ²⁾ 基数 1 容量 約 45m ³ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ³⁾ 個数 1 緊急時対策所 低圧母線盤 ³⁾ 個数 1 安全パラメータ表示システム（SPDS） ⁵⁾ （へ 計測制御系統施設の構造及び設備及びヌ，(3)，(vii) 通信連絡設備と兼用） 一式 無線通信設備（固定型） ⁵⁾ （ヌ，(3)，(vii) 通信連絡設備と兼用） 一式 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX） ⁵⁾ （ヌ，(3)，(vii) 通信連絡設備と兼用） 一式	b. 電力保安通信用電話設備 第 10.11-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 c. 衛星電話設備（固定型） 第 10.11-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。 ⁵⁾ d. 衛星電話設備（携帯型） 第 10.11-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 e. 無線通信設備（固定型） 第 10.11-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。 f. 無線通信設備（携帯型） 第 10.11-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 g. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP-電話機及びIP-FAX） 第 10.11-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（固定型）の主要機器仕様に記載する。		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		衛星電話設備（固定型） ⑤ （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 [可搬型重大事故等対処設備] 緊急時対策所空気浄化送風機 ② （チ，（1），（vi）換気空調設備と兼用） 台数 1（予備2） 容量 約1,500m ³ /h/台 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット ② （チ，（1），（vi）換気空調設備と兼用） 基数 1（予備2） 容量 約1,500m ³ /h/基 無線通信設備（携帯型） ⑤ （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 衛星電話設備（携帯型） ⑤ （ヌ，（3），（vii）通信連絡設備と兼用） 一式 緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ） ②	h. テレビ会議システム（社内向） 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 i. 局線加入電話設備 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 j. 専用電話設備 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 k. 衛星電話設備（社内向） 第10.11-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0.0～25.0vol% (5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0～10,000ppm 第10.8-2表 緊急時対策所（重大		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		（チ，（1），（vi） 換気空調設備と兼用） 本数 454（予備 86） 容量 約 50L/本 酸素濃度計 ^① （②-8） 個数 1（予備 1） 二酸化炭素濃度計 ^① （②-8） 個数 1（予備 1） 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 可搬式エリア放射線モニタ ^② （チ，（1），（iii） 放射線監視設備と兼用） 台数 1（予備 1） 可搬式モニタリング・ポスト ^② （チ，（2） 屋外管理用の主要な設備の種類と兼用） 台数 10（予備 2） 緊急時対策所用発電機 ^② 個数 2（予備 2） 容量 約 220kVA/台 タンクローリ ^② 台数 1（予備 1） 容量 約 3.0m ³ /台	事故等時）の主要機器仕様 （1） 緊急時対策所 a. 緊急時対策所遮蔽 第 8.3-2 表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。 b. 緊急時対策所空気浄化送風機 第 8.2-3 表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 c. 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 第 8.2-3 表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 d. 緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ） 第 8.2-3 表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計 第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 f. 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個数 1（予備 1）		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			測定範囲 0.0～25.0vol% g. 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個数 1（予備1） 測定範囲 0～10,000ppm h. 可搬式エリア放射線モニタ 第8.1-2表 放射線管理設備（重 大事故等時）の主要機器仕様に記載 する。 i. 可搬式モニタリング・ポスト 第8.1-2表 放射線管理設備（重 大事故等時）の主要機器仕様に記載 する。 (2) 緊急時対策所用発電機 機関 個数 2（予備2） 使用燃料 軽油 発電機 個数 2（予備2） 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 容量 約220kVA/台 力率 0.8 電圧 210V		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			周波数 60Hz (3) タンクローリ 台数 1（予備1） 容量 約3.0m ³ /台 (4) 緊急時対策所用燃料地下タンク 基数 1 容量 約45m ³		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
	<p>緊急時対策所遮蔽は、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。</p> <p>②【76条33】</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>チ 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(v) 遮蔽設備</p> <p>c. 緊急時対策所遮蔽</p> <p><u>重大事故等が発生した場合においても，緊急時対策所で当該重大事故等に対処するために必要な遮蔽設備として，緊急時対策所遮蔽を設置する設計とする。</u>①-9</p> <p>緊急時対策所遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，居住性に係る判断基準である<u>緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u>②-1</p> <p>本設備については，ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 緊急時対策所遮蔽 (ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所と兼用) 一式②</p>	<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.1 概要</p> <p>緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための遮蔽設備として，緊急時対策所遮蔽を設置する設計とする。◇(①-9)</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>8.3.4.8 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の気密性，緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇(②-1)</p> <p>本設備については，「10.8 緊急時対策所」に記載する。◇</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>放射線管理施設</p> <p>2.3 生体遮蔽装置等</p> <p>— 以下余白 —</p>

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		(vi) 換気空調設備 d. 緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所の緊急時対策所換気空調設備は，重大事故等時において，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い，緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって，居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。□(②-1) なお，緊急時対策所換気空調設備の設計にあたっては， <u>緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕</u>	8.2 換気空調設備 8.2.1 概要 重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策所の居住性を確保するための換気空調設備として，緊急時対策所換気空調設備を設置及び保管する。◇(②-3) 8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第8.2-1表，第8.2-2表及び第8.2-3表に示す。◇ 8.2.4 主要設備 (7) 緊急時対策所換気空調設備◇(②-3) 緊急時対策所換気空調設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇(②-1) 緊急時対策所の <u>緊急時対策所換気空調設備として，緊急時対策所空気浄化送風機，緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）及び差圧計を設置及び保管する設計とする。</u> ②-3		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置許可，基本設計方針及び技術基準との対比	備考
		<p>を考慮した設計とする。②-4</p> <p>また、<u>緊急時対策所外の火災により発生するばい煙又は有毒ガスに対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u>⑥-1</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所換気空調設備として、差圧計を設置し、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）を保管する設計とする。④</p> <p>②-3</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 差圧計 （ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所と兼用） 個数 1 ④</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 緊急時対策所空気浄化送風機 （ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所と兼用）② 台数 1（予備2） 容量 約1,500m³/h/台</p> <p>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット （ヌ，(3)，(vi) 緊急時対策所と兼用）② 型式 横型 基数 1（予備2）</p>	<p>これらの設備については、「10.8 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備（重大事故等時）（常設）の主要機器仕様⑥</p> <p>(3) 緊急時対策所換気空調設備 a. 差圧計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 1 測定範囲 0～500Pa</p> <p>第8.2-3表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）の主要機器仕様⑥</p> <p>(2) 緊急時対策所換気空調設備 a. 緊急時対策所空気浄化送風機 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 1（予備2） 容量 約1,500m³/h/台</p>		

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 黄色：前回提出時からの変更箇所

茶色：設置許可と基本設計方針(後)
 緑色：技術基準と基本設計方針(後)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
		容量 約 1,500m ³ /h/基 効率 単体除去効率 99.97%以上 (0.15μm 粒子) /95% 以上 (有機よう素), 99%以上 (無機 よう素) 総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm 粒子) /99.75% 以上 (有機よう素), 99.99%以上 (無 機よう素) 緊急時対策所正圧化装置 (空気ポン ぺ) (ヌ, (3), (vi) 緊急時対策所と兼 用) ② 本数 454 (予備 86) 容量 約 50L/本 充填圧力 約 19.6MPa [gage] — 以下余白 —	b. 緊急時対策所空気浄化フィルタ ユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (重大事故等時) 型式 粒子用フィルタ / よう素用フィルタ 基数 1 (予備 2) 容量 約 1,500m ³ /h/基 効率 単体除去効率 99.97% 以上 (0.15μm 粒子) /95%以上 (有機 よう素), 99%以上 (無機よう素) 総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm 粒子) /99.75%以上 (有機よう素), 99.99%以上 (無機よう素) c. 緊急時対策所正圧化装置 (空気 ポンペ) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (重大事故等時) 本数 454 (予備 86) 容量 約 50L/本 充填圧力 約 19.6MPa [gage] 第 8.3-2 表 遮蔽設備 (重大事故等 時) の主要仕様◇ (3) 緊急時対策所遮蔽 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (重大事故等時) 厚さ 1,000 mm		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
 【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式6に関する記載（付番及び下線）	茶色：設置許可と基本設計方針(後)
青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	緑色：技術基準と基本設計方針(後)
黄色：前回提出時からの変更箇所	

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可，基本設計方針及び 技術基準との対比	備 考
			材料 普通コンクリート — 以下余白 —		

【第 76 条 緊急時対策所】

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書

様式-6

各条文の設計の考え方

第 76 条 (緊急時対策所)					
1.1 技術基準の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	重大事故等に対処するための適切な措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1-1 1-2 1-3 2	1a), 1b), 1d), 1e), 1f), 2	a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m, n, o
②	居住性を確保するための設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1-1 2	1d), 1e)	b, e, f, g, i, j, k, n, o
③	必要な情報を把握できる設備	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1-2	—	n, d
④	通信連絡を行うために必要な設備	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1-3	—	d, i, n
⑤	代替電源設備からの給電	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 2	1c)	a, b, c, d, i, j, l, m, n
⑥	緊急時対策所外で発生する燃焼ガス又は有毒ガスからの防護	燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離及び防護の必要があるため記載する。	—	—	n, o
1.2 技術基準規則第 54 条への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
I	多様性, 位置的分散等	多様性, 位置的分散等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
II	悪影響防止	悪影響防止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
III	共用の禁止	共用の禁止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。 なお, 個別設計についても記載する。	—	—	a, c
IV	容量等	容量等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	b
V	環境条件等	環境条件等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
VI	操作性の確保	操作性の確保に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
VII	試験検査	試験検査に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c

【第 76 条 緊急時対策所】

—：該当なし
※：条文全体に関わる説明書

様式-6

2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの方			
No.	項目	考え方	説明資料等
①	設置許可本文内の重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
②	仕様	要目表として整理するため記載しない。	—
③	文章、表又は図の呼び込み	設置許可内での文章、表又は図の呼び込みであるため記載しない。	—
④	設置許可添入との重複記載	設置許可添入の記載の方がより適切であり、設置許可添入の記載を採用するため記載しない。	—
⑤	他条文に関する記載	第 77 条に対する設計方針であり、第 77 条に包括して記載するため記載しない。	—
3. 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの方			
No.	項目	考え方	説明資料等
①	設置許可本文との重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
②	文章、表又は図の呼び込み	設置許可内での文章、表又は図の呼び込みであるため記載しない。	—
③	設置許可添入内の重複記載	設置許可添入内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
④	設備の健全性に関する記載	設備の健全性に関する記載は第 54 条に包括して記載するため記載しない。	—
⑤	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—
⑥	仕様	要目表として整理するため記載しない。	—
4. 詳細な検討が必要な事項			
No.	記載先		
a	単線結線図		
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
c	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
d	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面		
e	放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第76条 緊急時対策所】

—：該当なし
※：条文全体に関わる説明書

様式-6

f	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
g	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
h	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
i	耐震性に関する説明書
j	構造図
k	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
l	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
m	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
n	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
o	緊急時対策所の居住性に関する説明書
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

先行審査プラントの記載との比較表（緊急時対策所の基本設計方針）

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■・・・前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止を除く。), 5. 設備に対する要求, 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所を中央制御室（「1, 2号機共用」（以下同じ。））以外の場所として、敷地高さ標高50mの高台に設置する設計とする。【46条1】</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。【76条1】</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二, 柏崎7】 島根2号機は単号機申請。また設置場所の相違</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>(1) 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 S s による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。 【76 条 2】</p> <p>(2) 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 【76 条 3】</p> <p>(3) 代替交流電源の確保 緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。【76 条 26】</p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号機は 1. 1. 1 項に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号機は非常用低圧母線が喪失した場合、緊急時対策所用発電機から電源供給する</p> <p>・設備の相違 【東海第二、柏崎 7】 島根 2 号機は単号機申請</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号機はプルーム通過時には給油不要</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。【76条27】</u></p> <p>(4) 緊急時対策所の機能の確保</p> <p><u>緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。【46条2】</u></p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><u>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。【46条2】</u></p> <p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。【76条4】</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二、柏崎7】</p> <p>島根2号機は多重性を考慮した2台と故障対応等の2台により構成する</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。【76条10】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置又は保管する設計とする。【76条8】</p> <p>差圧計（個数1，計測範囲0～500Pa）は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。【76条15】</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている。 【東海第二，柏崎 7】 島根 2 号機は単号機申請</p> <p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号機は、放射線管理施設の基本設計方針に記載</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
			<p>調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違【東海第二】 ・設備構成の相違【柏崎 7】 <p>島根 2 号機の緊急時対策所は 1 箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載構成の相違【東海第二】 <p>島根 2 号機は、放射線管理施設の基本設計方針に記載</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。【46 条 3】【76 条 22】</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、<u>S.P.D.S データ収集サーバ</u>、<u>S.P.D.S 伝送サーバ</u>及び<u>S.P.D.S データ表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「1, 2, 3 号機共用」<u>S.P.D.S データ収集サーバは 1, 2 号機共用</u>（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違【東海第二】 共用する設備の相違 ・記載方針の相違【東海第二】

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>条 4】 【76 条 23】</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備（発電所内）及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46 条 6】</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお、緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条24】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（「1, 2, 3 号機共用」(以下同じ。))として、SPDS 伝送サーバを設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46 条 5】</p> <p>緊急時対策支援システム（ERS S）等へ必要なデータを伝送できるSPDS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。【76条25】</p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号機は SPDS 伝送サーバから ERS S データセンター及び本社へ伝送する 【東海第二, 柏崎 7】 共用する設備の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号機は SPDS 伝送サーバから ERS S データセンター及び本社へ伝送する</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
			<p>d. <u>有毒ガスに対する防護措置</u></p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないように、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。【46条8】</u></p> <p><u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。【46条9】</u></p> <p><u>固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。【46条10】</u></p> <p><u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、指示要員を防護できる設計とする。【46条11】</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理を適切に実施し、運用については保安規定に定めて管理する。【46条12】</u></p>

・記載構成の相違
【東海第二】
島根 2 号機は、有毒ガスに対する防護措置について明記

・評価方針の相違
【柏崎 7】
島根 2 号機は、可動源に対し、対象発生源として防護措置を実施することとしている

・設備の相違
【柏崎 7】
島根 2 号機は、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がある。

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>2. 設備の共用</p> <p><u>事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備等は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とし，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備は1，2，3号機で共用する設計とする。</u></p> <p><u>共用により，必要な情報（相互のプラント状況，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ，また，端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ，安全性の向上が図れるとともに安全性を損なわないことから，1，2，3号機で共用する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，号機の分けなく使用できる設計とする。【76条31】</u></p> <p>3. 主要対象設備</p> <p>緊急時対策所の対象となる主要な設備について，「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎7】 共用する設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎7】 島根2号機は共用する理由が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎7】 共用する設備の相違</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（非常用電源設備の基本設計方針）

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>2.4 負荷に直接接続する電源設備</p> <p>2.4.2 緊急時対策所用発電設備</p> <p><u>緊急時対策所用発電機の発電機は、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤（210V, 1200A のものを 1 個）、緊急時対策所 低圧受電盤（460/210V, 800A のものを 1 個）、緊急時対策所 低圧母線盤（210/105V, 800A のものを 1 個）、緊急時対策所 低圧分電盤 1（105V, 225A のものを 1 個）、緊急時対策所 低圧分電盤 2（105V, 225A のものを 1 個）、緊急時対策所 無停電交流電源装置（35kVA, 210/210-105V のものを 1 個）、緊急時対策所 無停電分電盤 1（105V, 225A のものを 1 個）、緊急時対策所 直流 115V 充電器（120V, 200A のものを 1 個）、可搬ケーブル（210V, 302A のものを 1 相分 2 本の 3 相分 6 本を 4 セット）を經由して緊急時対策所空気浄化送風機、衛星電話設備（固定型）（「1, 2, 3 号機共用」（以下同じ。））、無線通信設備（固定型）（「1 号機設備, 1, 2, 3 号機共用」（以下同じ。））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX）（「1, 2, 3 号機共用」（以下同じ。））及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。【76 条 28】</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 島根 2 号機は単号機申請。また電源供給する設備の相違</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>4.4 <u>緊急時対策所用発電機の燃料補給設備</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。【76条29】</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内のディーゼル燃料デイトンク並びにタービン建物近傍のA-ディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料デイトンク及びA-ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、タービン建物近傍のA-ディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、A-ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。【76条30】</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号機の緊急時対策所は、低圧の配電盤を設置しており、配電盤制御用の蓄電池は不要</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 7】 島根 2 号機は緊急時対策所用発電機の燃料補給設備について個別に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号機はタンクローリを用いて燃料を補給する。また島根 2 号機は単号機申請</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>5. 設備の共用</p> <p><u>事故収束に必要な緊急時対策所 発電機接続プラグ盤，緊急時対策所 低圧受電盤，緊急時対策所 低圧母線盤，緊急時対策所 低圧分電盤1，緊急時対策所 低圧分電盤2，緊急時対策所 無停電交流電源装置，緊急時対策所 無停電分電盤1及び緊急時対策所 直流115V充電器は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。【76条32】</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二，柏崎 7】</p> <p>共用する設備の相違</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>1. 1. 2 エリアモニタリング設備 エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所等に設ける可搬式エリア放射線モニタ及び可搬式モニタリングポストは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。【76 条 21】</p> <p>2. 1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系の設備、可搬式モニタリングポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設置又は保管する設計とする。【76 条 9】</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。【76 条 11】</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 設置場所の相違。島根 2 号機は緊急時対策所の加圧判断に用いる設備を記載。</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は、単号機申請</p> <p>・設備の相違 【東海第二、柏崎 7】 島根 2 号機は、単号機申請</p> <p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号機は緊急時対策所の基本設計方針に記載</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち、<u>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また空気ボンベ加圧設備（空気ボンベ）は、プルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。【76 条 14】</u></p> <p><u>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所換気空調系の設備による正圧化判断のために使用する可搬式エリア放射線モニタを緊急時対策所に保管する設計とするとともに、可搬式モニタリングポストを第 1 保管エリア及び第 4 保管エリアに保管する設計とする。【76 条 20】</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】</p> <p>・記載構成の相違 【東海第二】 東海第二は緊急時対策所の基本設計方針に記載</p> <p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号機は緊急時対策所の基本設計方針に記載</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。【76条5】</p> <p>身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。【76条6】</p> <p><u>身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、緊急時対策所の非常用照明及び電源内蔵型照明によりできる設計とする。【76条7】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載構成の相違 【東海第二】 島根2号機はチェンジングエリアの照明について記載 ・設備構成の相違 【柏崎7】 島根2号機の緊急時対策所チェンジングエリアは、常設照明により照度を確保する

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>2.2.2 緊急時対策所換気空調系</p> <p><u>緊急時対策所換気空調系の設備として、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計を設置及び保管する設計とする。【76 条 12】</u></p> <p><u>空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。【76 条 17】</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二，柏崎 7】 島根 2号機は，単号機申請</p> <p>【東海第二】 島根 2号機の送風機，フィルタ及び空気ポンベは可搬型設備</p> <p>【柏崎 7】 島根 2号機の差圧計は常設</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 7】 島根 2号機の緊急時対策所は 1箇所</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 7】 島根 2号機の緊急時対策所は 1箇所</p>

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p><u>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、プルーム通過後の緊急時対策所内を正圧化できる設計とする。【76 条 16】</u></p> <p><u>緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u> また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。【76 条 13】</p> <p><u>緊急時対策所換気空調系は、基準地震動 S s による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【76 条 18】</u></p> <p>2.3 生体遮蔽装置等 中央制御室遮蔽、<u>中央制御室待避室遮蔽、緊急時対策所遮蔽、原子炉二次遮蔽及び補助遮蔽</u>は、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【38 条 22】【74 条 10】【76 条 33】</p>	<p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号機はプルーム通過後の運用について記載 ・設備の相違 【柏崎 7】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機はプルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じ 【東海第二】 島根 2 号機は生体遮蔽装置に補助遮蔽を含めている</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（緊急時対策所機能）

東海第二発電所（2018. 10. 12 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 （2020. 9. 25 版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>4. <u>有毒ガスに対する防護措置</u></p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないように、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。【46 条 8】</u></p> <p><u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。【46 条 9】</u></p> <p><u>固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。【46 条 10】</u></p> <p><u>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、指示要員を防護できる設計とする。【46 条 11】</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理を適切に実施し、運用については保安規定に定めて管理する。【46 条 12】</u></p>	<p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号機は、有毒ガスに対する防護措置について明記</p> <p>・評価方針の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は、可動源に対し、対象発生源として防護措置を実施することとしている</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がある。</p>